

令和7年 第6回

幕別町選挙管理委員会議案

令和7年7月17日 17:30

幕別町役場 応接室

幕別町選挙管理委員会

[審議議案一覧]

- | | |
|--------|---|
| 報告第1号 | 専決処分した事件の承認について（期日前投票所の投票管理者の変更について） |
| 報告第2号 | 専決処分した事件の承認について（期日前投票所の投票管理者職務代理者の変更について） |
| 報告第3号 | 専決処分した事件の承認について（期日前投票所の投票立会人の変更について） |
| 議案第26号 | 選挙人名簿登録者の抹消について |
| 議案第27号 | 開票立会人の決定について |

その他

報告第 1 号 専決処分した事件の承認について（期日前投票所の投票管理者職務代理者の変更について）

幕別町選挙管理委員会規程（昭和50年選挙管理委員会規程第 3 号）第10条の規定により、次のとおり専決処分したので、報告し承認を求める。

専決処分第 1 号

専 決 処 分 書

幕別町選挙管理委員会規程（昭和50年選挙管理委員会規程第 3 号）第10条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 7 月 11 日

幕別町選挙管理委員会委員長 宮本 真由美

期日前投票所の投票管理者の変更について

令和 7 年 7 月 20 日執行の第27回参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者について、次のとおり変更する。

期日前 投票所名	職務を行うべき日	変更前	変更後
札内コミュニ ティプラザ 期日前投票所	令和 7 年 7 月 13 日	柴谷 隆次	中田 周呼

報告第2号 専決処分した事件の承認について（期日前投票所の投票管理者職務代理者の変更について）

幕別町選挙管理委員会規程（昭和50年選挙管理委員会規程第3号）第10条の規定により、次のとおり専決処分したので、報告し承認を求める。

専決処分第2号

専 決 処 分 書

幕別町選挙管理委員会規程（昭和50年選挙管理委員会規程第3号）第10条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年7月13日

幕別町選挙管理委員会委員長 宮本 真由美

期日前投票所の投票管理者職務代理者の変更について

令和7年7月20日執行の第27回参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者職務代理者について、次のとおり変更する。

期日前 投票所名	職務を行うべき日	変更前	変更後
忠類コミュニ ティセンター 期日前投票所	令和7年7月14日	庄野 結香	宮入 敏治

報告第3号 専決処分した事件の承認について（期日前投票所の投票立会人の変更について）

幕別町選挙管理委員会規程（昭和50年選挙管理委員会規程第3号）第10条の規定により、次のとおり専決処分したので、報告し承認を求める。

専決処分第3号

専 決 処 分 書

幕別町選挙管理委員会規程（昭和50年選挙管理委員会規程第3号）第10条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年7月16日

幕別町選挙管理委員会委員長 宮本 真由美

期日前投票所の投票立会人の変更について

令和7年7月20日執行の第27回参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票立会人について、次のとおり変更する。

期日前 投票所名	立会年月日	変更前	変更後
札内コミュニ ティプラザ 期日前投票所	令和7年7月17日	西井 一男	駒井 キクエ

議案第26号 選挙人名簿登録者の抹消について

公職選挙法第28条の規定により、次の者を選挙人名簿から抹消する。

〔死 亡〕

略

議案第27号 開票立会人の決定について

令和7年7月20日執行の第27回参議院議員通常選挙における開票立会人を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第2項の規定により、次のとおり決定する。

1 選挙区選出議員選挙における開票立会人

(1) 届出による者

略

2 比例代表選出議員選挙における開票立会人

(1) 届出による者

略

【公職選挙法】

(開票立会人)

第62条 略

2 前項の規定により届出のあつた者（次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。）が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。

(1)～(4) 略

3 略

4 第一項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、開票立会人となることができない。

5～8 略

9 第二項の規定による開票立会人が三人に達しないとき又は開票立会人が選挙の期日の前日までに三人に達しなくなつたときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が選挙の期日以後に三人に達しなくなつたとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になつても三人に達しないとき若しくはその後三人に達しなくなつたときは開票管理者において、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から三人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち合わせなければならない。ただし、同項の規定による開票立会人を届け出た公職の候補者の属する政党その他の政治団体、同項の規定による開票立会人を届け出た候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任した開票立会人の属する政党その他の政治団体と同一の政党その他の政治団体に属する者を当該公職の候補者、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の届出に係る開票立会人又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任に係る開票立会人と通じて三人以上選任することができない。

10及び11 略

【公職選挙法施行令】

(開票立会人の氏名等の通知)

第70条の2 市町村の選挙管理委員会は、法第六十二条第二項若しくは第四項の規定により開票立会人が定まつた場合又は同条第八項若しくは第九項の規定により市町村の選挙管理委員会において開票立会人を選任した場合には、直ちに当該開票立会人の住所及び氏名並びに公職の候補者の届出に係る者については当該公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者の属する政党その他の政治団体の名称、候補者届出政党の届出に係る者については当該候補者届出政党の名称、衆議院名簿届出政党等の届出に係る者については当該衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、参議院名簿届出政党等の届出に係る者については当該参議院名簿届出政党等の名称及び略称、市町村の選挙管理委員会の選任に係る者については当該開票立会人の属する政党その他の政治団体の名称を当該開票立会人の立ち会う開票所の開票管理者に通知しなければならない。